INASHIKI CITY

2 月定例記者会見次第

と き　令和 7 年 2 月 13 日(木)
午前 11 時～
ところ　稲敷市役所
4 階　全員協議会室

1. 市長あいさつ

2. 令和 7 年第 1 回稲敷市議会定例会について

①令和 7 年度稲敷市予算案のポイント　市長

②提出案件概要説明　行政経営部長

3. その他

① 稲敷市市制施行20周年記念事業_稲敷チューリップまつり及び桜づつみライトアップ事業について　まちづくり推進課

② 中学校におけるALT派遣事業の拡充について　指導室
まちづくり推進課

③稲敷市市制施行20周年記念式典の開催について　総務課

④令和 7 年 4 月からの新組織機構について　総務課

4. 質疑応答

稲敷市公式マスコットキャラクター
稲敷(いなしき) いなのすけ

令和7年第1回 市議会定例会 提出案件 記者会見資料

《Ｒ７．２．１３》

■議　案

・専決処分の承認	・・・・・　２件
・条例の改正	・・・・・１１件
・令和６年度各会計補正予算	・・・・・　９件
・令和７年度各会計当初予算	・・・・・１２件
・市道路線の認定・変更	・・・・・　２件
・稲敷市まちづくり計画の変更	・・・・・　１件
・人事	・・・・・　１件
合　　計	３８件

■概　要

○議案第1号 ＜専決処分の承認を求めることについて＞

※令和6年度稲敷市一般会計補正予算（第6号）

補正額　　１３７，１２０千円

補正後の予算総額　　２３，７５２，０３９千円

（歳出補正）

重点支援地方創生臨時交付金給付事業　137,120 千円

（歳入補正）

国庫支出金（地方創生臨時交付金）　　137,120 千円

○議案第2号 ＜専決処分の承認を求めることについて＞

※和解及び損害賠償の額を定めることついて

稲敷市脇川地内での建物火災の消火活動中に発生した消防自動車の接触事故の和解及び損害賠償額を定めることについて承認を求めるもの。

事故発生日　　令和６年１１月１９日

損害賠償額（保険金支払額）　３１１，４４０円

○議案第3号 ＜稲敷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び稲敷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について＞

＜改正内容＞

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い職員が仕事と育児・介護を両立できるよう所要の改正をするもの。

・時間外勤務の制限の対象範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大

・介護休暇制度等に関する個別通知、意向確認の義務化

○議案第4号 ＜稲敷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について＞

＜改正内容＞

・監査委員（識見を有するもの）の報酬の見直し

月額４万円⇒月額５万円

○議案第5号 ＜稲敷市職員の給与に関する条例等の一部改正について＞

＜改正内容＞

人事院勧告に基づく国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、稲敷市職員の給与に関する条例等４条例を改正するもの。

・配偶者に係る扶養手当の引下げ及び廃止、子に係る扶養手当の段階的な引き上げ
・地域手当の支給
・特定任期付職員の業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給
・再任用職員に住居手当支給

○議案第6号 ＜稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について＞

＜改正内容＞

国民健康保険事業について将来的に持続可能な安定した運営を行うため、令和７年度から国民健康保険税の税率を改正するもの。

・基礎課税額の所得割　100 分の 5.2⇒100 分の 6.0
・均等割　32,000 円⇒36,000 円

○議案第7号 ＜稲敷市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び稲敷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について＞

＜改正内容＞

介護保険法施行規則等の改正による地域包括支援センターの職員配置基準の見直し。

○議案第8号 ＜稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について＞

＜改正内容＞

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い所要の改正を行うもの。

○議案第9号 ＜稲敷市道路占用料徴収条例の一部改正について＞

＜改正内容＞

道路法施行令の改正に伴い所要の改正を行うもの。

○議案第10号 <稲敷市水道法施行条例の一部改正について>

<改正内容>

水道法の改正に伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件を緩和。

○議案第11号 <稲敷市下水道条例の一部改正について>

<改正内容>

下水道法施行令の改正に伴い所要の改正を行うもの。

○議案第12号 <稲敷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について>

<改正内容>

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に「３５年以上」を追加するもの。

○議案第13号 <稲敷市工業用水道事業の廃止に伴う関係条例の整備について>

<改正内容>

稲敷市工業用水道事業が廃止されることにより、事業清算のための特別会計を整備し、関係条例の用語の改正を行うもの。

○議案第14号 <令和6年度稲敷市一般会計補正予算（第7号）>

補正額　　△６１３，８０４千円
補正後の予算総額　　２３，１３８，２３５千円

（主な歳出補正）

各事業等の最終執行額を見込んだもの。

・諸支出金（地方創生応援基金積立金）１００，９００千円

（主な歳入補正）

歳入確定額、または歳入決算見込額とするもの。

・寄附金　　１０２，２４４千円
・繰越金　　７３７，９６９千円
・繰入金　　△９３９，６０３千円
・市債　　△１９３，２８１千円

‣継続費補正　　変更２事業
‣繰越明許費補正　　追加５事業
‣地方債補正　　追加３事業　変更１０事業　廃止５事業

○議案第15号～22号 ＜令和6年度 特別会計・公営企業会計補正予算＞

議案番号	会計等名	補正額（千円）	補正後予算額（千円）
第１５号	国民健康保険	１４７	５，１９４，９３１
第１６号	介護保険	△６１，１３４	４，２１３，６４８
第１７号	浮島財産区	△１２７	２，２１７
第１８号	古渡財産区	△１，５６２	４，０８５
第１９号	後期高齢者医療	２２，５１５	１，２４６，８００
第２０号	介護サービス事業	△６，１４８	１２，６９３
第２１号	水道事業	収益的収入・支出の減、資本的収入の減 継続費補正、企業債補正	
第２２号	下水道事業	収益的支出の増、資本的収入・支出の減 継続費補正、企業債補正	

○議案第23号 ＜令和7年度稲敷市一般会計予算＞

予算額　　２２，６２９，０００千円
前年度比　　１１，０００千円（０．１％増）

【主要事業】

１．未来を担う人づくり

‣妊産婦・育児支援の充実　　２１，９９０千円（予算書P135）

‣新しい時代の学びを実現するための教育環境の整備
１８４，１６０千円（予算書P193）

‣ホンモノと触れ合う体験教育の充実　　１２２，６２８千円
（予算書P190.194.195）

２．未来を照らす活力づくり

‣観光まちづくりの推進と充実　　５２，７００千円（予算書P167）

‣市民のまちへの愛着や誇りの醸成　　５，５００千円（予算書P73.179）

‣民間のノウハウを活用した財源確保の推進
３４４，１１９千円（予算書P64.70）

３．未来を描くまちづくり

‣空き家対策の強化　　６，８５７千円（予算書P76.77）

‣犯罪から市民を守る環境づくり　　２，１４４千円（予算書P75.76）

‣災害に備える避難所の機能強化　　３９３，３３７千円
（予算書P203.204.223.267）

○議案第24号～34号 ＜令和7年度 各会計予算＞

議案番号	会計等名	予算額（千円）	前年度比（%）
第２４号	国民健康保険	４，９６５，８４５	△３．９
第２５号	公平委員会	１５２	０．０
第２６号	介護保険	４，１６９，５４４	１．５
第２７号	浮島財産区	２，２６４	△３．４
第２８号	古渡財産区	５，８５９	３．８
第２９号	基幹水利施設管理事業	２８９，０６１	３．５
第３０号	後期高齢者医療	１，２４０，９３３	１．４
第３１号	介護サービス事業	１５，１２６	△１２．０
第３２号	工業用水道事業清算	８９，９７７	皆増
第３３号	水道事業	１，６０７，１０９	△９．５
第３４号	下水道事業	３，２８９，３７１	△３．３

○議案第35号 ＜市道路線の認定について＞

土地利用促進を図るため、市道（東）１７１２号線を新たに認定しようとするもの。

○議案第36号 ＜市道路線の変更について＞

隣接土地所有者が土地の一体利用を図ることを要望していることに伴い、市道（東）９１８号線の終点を変更しようとするもの。

○議案第37号 ＜稲敷市まちづくり計画の変更について＞

旧市町村の合併の特例に関する法律第５条第７項の規定に基づき、計画の内容を変更することについて議会の議決を求めるもの。

○諮問第１号 ＜人権擁護委員候補者の推薦について＞

任期満了に伴い委員候補者の推薦について人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるもの。

稲敷市柴崎　　野村　勉（再任）

【任期：令和７年７月１日から令和１０年６月３０日：３年間】

令和７年第１回稲敷市議会定例会 会期日程表（会期：２月１８日～３月２１日　３２日間）

日次	月　日	曜日	開議時間	会議種別	議　　事
１	２月１８日	火	午前１０時	本会議	◎開会 ◎市長提案理由の説明 ◎予算審査特別委員会の設置
２	２月１９日	水		休　会	議案調査日 議案等質疑通告締切（正午）
３	２月２０日	木		休　会	議案調査日
４	２月２１日	金	午前１０時	本会議	◎一般質問　（６名／９名のうち） （中沢、寺﨑、篠田、染谷、髙山、山本）
５	２月２２日	土		休　会	
６	２月２３日	日		休　会	天皇誕生日
７	２月２４日	月		休　会	休日
８	２月２５日	火		休　会	議案調査日
９	２月２６日	水		休　会	議案調査日
１０	２月２７日	木		休　会	議案調査日
１１	２月２８日	金		休　会	議案調査日
１２	３月　１　日	土		休　会	
１３	３月　２　日	日		休　会	
１４	３月　３　日	月	午前１０時	本会議	◎一般質問　（３名／９名のうち） （浅野、鈴木、椎野） ◎発言通告による議案質疑 ◎常任委員会・予算審査特別委員会　議案付託
１５	３月　４　日	火	午前１０時	委員会	◎常任委員会・予算審査分科会審査 （総務教育常任委員会）
１６	３月　５　日	水	午前１０時	委員会	◎常任委員会・予算審査分科会審査 （総務教育常任委員会）
１７	３月　６　日	木	午前１０時	委員会	◎常任委員会・予算審査分科会審査 （市民福祉常任委員会）
１８	３月　７　日	金	午前１０時	委員会	◎常任委員会・予算審査分科会審査 （市民福祉常任委員会）
１９	３月　８　日	土		休　会	
２０	３月　９　日	日		休　会	
２１	３月１０日	月	午前１０時	委員会	◎常任委員会・予算審査分科会審査 （産業建設常任委員会）
２２	３月１１日	火		休　会	常任委員会・予算審査分科会審査 予備日 市立中学校卒業式
２３	３月１２日	水	午前１０時	委員会	◎常任委員会・予算審査分科会審査 （産業建設常任委員会）
２４	３月１３日	木		休　会	常任委員会・予算審査分科会審査 予備日

日次	月　日	曜日	開議時間	会議種別	議　　事
２５	３月１４日	金		休　会	議事整理日
２６	３月１５日	土		休　会	
２７	３月１６日	日		休　会	
２８	３月１７日	月	午前１０時	委員会	予算審査特別委員会（全体審査）
２９	３月１８日	火		休　会	予算審査特別委員会　予備日 市立小学校卒業式
３０	３月１９日	水		休　会	議事整理日 市立こども園・幼稚園卒園式
３１	３月２０日	木		休　会	春分の日
３２	３月２１日	金	午前１０時	本会議	◎委員長報告、討論、採決 ◎閉会

一般質問通告書一覧表

令和７年第１回定例会

質問順位	質問方式	質問者	質問事項	質問要旨	答弁者
1	一括質問	中沢　仁 議員	１.本市におけるライドシェアについて	①ライドシェア導入の検討と促進について ②ライドシェアが抱える諸問題について ③今後の公共交通の在り方について	市長 副市長 地域振興部長
			２.本市におけるふるさと納税について	①ふるさと納税（ふるさと応援寄附金）に関する変更点について ②従来の返礼品への影響や新たな返礼品の取組みについて ③更なる寄附額増進を図るための取組みについて	市長 地域振興部長
2	一問一答	寺﨑久美子 議員	１．算数・数学・ＴＯＥＩＣ・漢字検定料への補助について	高い目標を持ち、主体的に学習に取り組む児童生徒に検定料を補助する事業を提起し、考えを伺います。	市長 副市長 教育長 教育部長
			２．ごみ減量・リサイクル啓発について	市が進めている再生エネルギー、小型家電回収、インクカートリッジ回収、ペットボトル水平リサイクル、生ごみ減量化機器購入補助、アップサイクル講座などについて、分かりやすく解説したチラシなど、活発な資源リサイクル啓発活動推進を提起し、考えを伺います。	市長 副市長 市民生活部長
3	一問一答	篠田純一 議員	本市における学校再編のスケジュールについて	議会全員協議会で示されたスケジュール通り桜川小学校を閉校とした場合の市の責任を問います。	市長 副市長 教育長 教育部長
4	一問一答	染谷久仁桂 議員	市制施行２０周年を迎えた本市の施策について	①議会全員協議会で説明を受けた、新利根小学校と新利根中学校の江戸崎小中学校への統合案について見解を伺います ②いじめを失くすための教育と体制について、本市の考え方と今後の取組み方を伺います ③安心・安全に向けた本市の取組みとして、十分な防犯灯と街路灯があるか伺います ④健康寿命を高めるための本市の施策について ⑤若者の市内定住に向けた取組みについて ⑥角崎地区の地区計画の進捗状況と今後の開発について ⑦成田国際空港との共存共栄について、地域ビジネスの進捗を伺います ⑧来年度の英語教育の取組みについて	市長 教育長 危機管理監 地域振興部長 保健福祉部長

5	一問 一答	髙山　久 議員	1.再生可能エネルギー普及に伴う現状と対応について	①太陽光発電施設の市内施設の現状について ②太陽光発電における懸念と対応について ③太陽光発電施設の防災対策について ④太陽光パネルの廃棄問題について	市長 副市長 市民生活部長
			2.自治体新電力会社「いなしきエナジー」の現状と今後の取組みについて	①いなしきエナジー設立による事業目的の達成状況について ②いなしきエナジーの経営状況について ③事業を通した利益による地域還元をどのように実現していくか ④自立した企業としての経営戦略について	市長 副市長 市民生活部長
6	一門 一答	山本彰治 議員	1.太陽光発電施設設置に関する条例やガイドラインの策定について	国により再生可能エネルギーは推進されていますが、最近の市内での太陽光発電施設設置は、目まぐるしいほどの勢いがあります。特に耕作放棄地を農地転用して太陽光発電施設を設置する小規模発電施設が多くなったように感じています。中には住民への説明も十分ではないという事例もあると聞き及んでいます。令和になり、都道府県及び市町村単位の条例やガイドラインの制定も増えてきています。本市でも何らかの規定が必要ではないかと考えますが、市の見解を伺います。	市長 市民生活部長
			2.近い将来に予想される、地方の税収減について	国民民主党が提唱し、多くの国民の支持を得た、１０３万円の壁問題ですが、国会でも議論され、令和７年度から１２３万円となることが合意されています。さらに今後も、１７８万円になるよう、議論を進めることが約束されています。この変更が地方の税収に与える影響や、市の財政の今後の見通しについて、市ではどのようにとらえているか伺います。	市長 行政経営部長
7	一問 一答	浅野信行 議員	1.マイナンバーカードについて	デジタル庁では、自治体におけるマイナンバーカードの活用事例について公表しています。窓口ＤＸ、コミュニティサービス（地域通貨）、子育て、選挙投票所受付、オンライン市役所サービスなど様々な事例があります。マイナンバーカードの新たな活用を推進してはいかがでしょうか。市の見解を伺います。	市長 行政経営部長
			2.帯状疱疹ワクチンについて	帯状疱疹ワクチンの定期接種化の開始時期は、令和７年４月１日からと聞いています。本市の現状と取組みを伺います。	市長 保健福祉部長

8	一問 一答	鈴木正志 議員	本市の水道水等におけるＰＦＡＳの対策について	最近、新聞等で県内の井戸水からＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）が検出されたと報じられていますが、本市の水道水等は安全なのでしょうか。現状と課題、今後の対策について伺います。 ①水道水の水源及び供給方法について ②本市所有の井戸数及びその場所について ③水道水のＰＦＡＳ調査の結果について ④ＰＦＡＳ調査結果の情報共有及び提供について ⑤公共施設における泡消火器の保有状況について ⑥消防団員等の健康管理について ⑦暫定目標値を超過した場合の対応について ⑧個人所有の井戸水の調査ついて ⑨ばく露を減らすため、市民ができることについて ⑩今後のＰＦＡＳ対策について	市長 副市長 行政経営部長 危機管理監 市民生活部長 土木管理部長
9	一問 一答	椎野　隆 議員	１.小中学生の運動支援について	①スポーツ少年団の現在の活動状況及び課題について ②部活動地域移行の現状及び課題について	教育長 教育部長
			２.本市の公益通報制度について	①通報の実績について ②どのような対策が講じられたのか ③職員への周知は十分か ④通報内容について公表する考えはあるのか	市長 行政経営部長

令 和 ７ 年 ２ 月 １ ３ 日
地域振興部まちづくり推進課

稲敷市市制施行20周年記念事業
稲 敷 チューリップまつりについて

１　概要
　稲敷市のＰＲ及び稲敷市民等の交流を図ることを目的に、稲敷チューリップまつりを開催する。

２　実施時期
　令和７年４月１３日（日）

３　実施場所及び時間
　稲敷市浮島　和田公園　（稲敷市浮島 5020-2）
　午前９時００分開場、　午前９時２０分開会予定

４　イベント内容
　メインステージ（郷土芸能、仮面ライダーショー、丘みどり歌謡ショー）
　アントラーズによるふわふわ遊具及びキックターゲットの設営
　トランポリン教室
　模擬店（市観光協会員、近隣市町村、二所ノ関部屋）

５　チューリップ畑
　２１品種、約１１万本
　見頃は３月下旬～４月下旬

６　実施主体
　稲敷市観光協会　　事務局：まちづくり推進課

令 和 7 年 2 月 1 3 日
地域振興部まちづくり推進課

稲敷市市制施行20周年記念事業
桜づつみライトアップ事業について

1　概要

自然環境の保全保護及び稲敷市民等の交流を図ることを目的に、新利根川桜づつみをライトアップする。その様子をＳＮＳ等で公開し、稲敷市のＰＲに繋げる。

2　実施時期

令和７年３月下旬から４月上旬頃にかけて、桜の開花に合わせ２週間ほどの期間中、新利根川沿いの桜をライトアップする。

４月５日(土)、６日(日)には、イベントとして、キッチンカーによる出店や抽選会を実施する予定。　※雨天、荒天の場合は中止。

3　実施場所

新利根川桜づつみ遊歩道

4　実施主体

稲敷市商工会青年部

5　位置図

令 和 ７ 年 ２ 月 １ ３ 日
教 育 委 員 会 指 導 室
地域振興部まちづくり推進課

中学校におけるＡＬＴ派遣事業の拡充について

本市では、現在、市内小中学校（１２校）に、外国語指導助手(以下、ＡＬＴという。)９名を配置して英語の授業をサポートしている状況でありますが、令和７年度よりＡＬＴを５名増員し、各小中学校に１名以上専属で配置することにより、より英語教育に力を入れていきたいと考えています。

１　ＡＬＴ拡充の概要について

令和７年度に拡充を予定しているＡＬＴ（５名）については、「地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等に係る地方財政措置（姉妹都市交流協定等を締結した都市からＡＬＴを招致した場合、１人当たり４，８１６千円の地方交付税措置される制度)」の活用を予定しています。

また、英語の授業等で、オンラインによる交流を可能とするため、時差が少なく日本から近い英語圏であるフィリピン共和国のコルドバ町と姉妹都市協定を締結することが内定しております。そのため、３に記載のとおりコルドバ町での調印式に参加する予定であります。

２　ＡＬＴ拡充に係る経費について

ＡＬＴ配置協力及び管理業務委託	１８，１５０千円
会計年度任用職員(ＡＬＴ５名)人件費	１７，５３２千円
計	３５，６８２千円

※地方交付税措置（４，８１６千円×５名　）　２４，０８０千円

⇒ 歳出予算額 ３５，６８２千円－地方交付税　２４，０８０千円
＝１１，６０２千円（実質負担額）

３　姉妹都市協定に係る調印式について

①相手先　　フィリピン共和国コルドバ町
②日　程　　令和７年２月２６日～２８日　　３日間
③参加者　　市長、議長、教育長、随行者２名　　計５名参加

令和７年２月１３日

行政経営部総務課

稲敷市市制施行２０周年記念式典の開催について

この度、稲敷市では、市制施行２０周年を記念した式典を令和７年２月２２日(土)にあずま生涯学習センターにて開催いたします。式典当日は、是非、取材いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、取材のご希望がある場合には駐車券をご用意いたしますので、２月１８日(火)までに総務課へご一報願います。

【開催概要】

式典名　稲敷市市制施行２０周年記念式典

日　時　令和７年２月２２日(土)　１３:００より

場　所　あずま生涯学習センター

内　容　第１部　記念式典　１３:００～１４:３０　※招待者300名程度

市長式辞、議長及び来賓祝辞、いなのすけ新ファミリー発表、２０周年市表彰、２０周年ｷｬｯﾁﾌﾚｰｽﾞ・こども絵画ｺﾝｸｰﾙ表彰など

第２部　特別記念演芸会　１５:００～１６:３０

※式典参加者＋一般参加150名程度

市にゆかりのある女性浪曲師の国本はる乃氏による浪曲

はる乃氏と親交のある講談師である神田伯山氏による講談

【留意事項】

・第１部 記念式典の写真撮影は基本自由ですが、壇上に上がっての撮影はご遠慮願います。会場後方のお席か、前列での撮影が可能です。会場を移動する際には、会場後方中央に設置してある記録用カメラに写り込まないようご注意願います。

・第２部 特別記念演芸会の写真撮影はマクラ部分（冒頭３０秒から１分）のみ会場後方の記者席から可能です。フラッシュ不可となります。

・神田伯山氏と国本はる乃氏の写真を掲載する場合には本人の許可が必要です。

【問い合わせ先】
稲敷市総務課　高城・篠原
TEL　029-892-2000
mail soumu01@city.inashiki.lg.jp

稲敷市市制施行
20周年記念式典第2部

特別記念演芸会

［主　催］
稲敷市、稲敷市商工会、JA稲敷
稲敷地区法人会

稲敷市市制施行20周年を記念して、講談師の神田 伯山さんと、ここ稲敷市出身で浪曲師の国本 はる乃さんをお招きし、特別記念演芸会を開催いたします。
日本三大話芸に数えられている2つの話芸による贅沢なお時間をお過ごしください。

2025 2/22 土　午後3時～午後4時30分（開場：午後２時30分）

会　場　稲敷市 あずま生涯学習センター
〒300-0749 茨城県稲敷市佐原組新田1596番地

定　員　事前申込制で150名程度　入場無料

申込期間　2025年1月30日（木）まで

お申込みはこちらから▶▶

■一度の申込で4名様までお申込みいただけます。
■定員を超えた場合は抽選となります。申込み先着順ではありませんので、入力間違いのないように、あわてずにお申込みください。
■インターネットでの申込みが難しい方は、裏面のFAX申込用紙を使ってお申込みいただくか、以下までご連絡ください。

問合先　特別記念演芸会運営事務局
電話:080-5872-7094
9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

稲敷市

令和7年2月13日
行政経営部総務課

令和７年４月からの新組織機構について（新旧組織比較表）※機構改革対象課のみ表示

現行組織機構

行政経営部	担当業務
秘書政策課	秘書、広報広聴、①政策、シティプロ、男女共同
総務課	庶務、文書法制、②人事給与
企画財政課	企画、統計、③財政
デジタル推進室	④情報、⑤行政改革
管財課	⑥管財、⑦契約検査
危機管理課	消防、防災・危機管理、⑧空き家、交通、防犯

地域振興部	担当業務
まちづくり推進課	観光、人口減少、地域施設支援、国際交流、⑨ふるさと納税
産業振興課	都市計画、公共交通、商工振興
企業誘致推進室	⑩企業誘致

土木管理部	担当業務
建設課	道路管理、道路維持、土木、住宅、地籍
公園整備室	⑪公園管理
水道課	水道運営、水道整備
下水道課	下水道運営、下水道施設（整備）、下水道施設（管理）

教育委員会	担当業務
教育政策課	政策調整、教育総務、文化財
学務管理課	⑫学校保育施設、学務保育
（江戸崎学校給食ｾﾝﾀｰ）	
（東学校給食ｾﾝﾀｰ）	

部の分割、業務の再編

業務の移動

業務の移動

室⇒担当へ

室⇒担当へ

課の統合

業務の再編

新組織機構（案）

市長公室【分割】	担当業務	変更点
秘書広聴課	秘書、広報広聴、 シティプロ、男女共同	行政経営部より課名変更し移動
政策企画課	政策企画、行政経営 デジタル推進、統計	行政経営部より課名変更し移動 ①秘書政策課より政策業務を移管に加え、「成田国際空港に係る地域振興に関すること」も事務分掌に追加 ④⑤民間委託とデジタル化の両輪で業務の効率化を図るため、行革業務を行政経営担当に情報係をデジタル推進担当として名称変更
特定事業推進課【新設】	管財・再生戦略、 財源確保推進	管財業務とふるさと納税業務を統合・強化し新設課を設置 ⑥管財業務の公共施設再編を含むマネジメント機能部分を強化し管財・再生戦略担当として名称変更 ⑨ふるさと納税業務の自主財源確保機能部分を強化し財源確保推進担当として名称変更

総務部【分割】	担当業務	変更点
総務課	庶務、文書法制、 人事政策給与	行政経営部より移動 ②人事評価制度等の見直しを進めるために人事政策給与担当として名称変更
財政課	財政、契約検査	行政経営部より移動し、財政業務と契約検査業務を統合 ③企画財政課より財政業務を移管 ⑦管財課より契約検査業務を移管
危機管理課	消防、防災・危機管理、 交通、防犯	行政経営部より移動

地域振興部	担当業務	変更点
まちづくり推進課	人口減少・空き家対策、 観光、地域施設支援、 国際交流	⑧危機管理課より特定空き家などの空き家対策業務を移管
産業振興課	都市計画、公共交通、 商工振興、産業戦略	⑩企業誘致推進室を産業戦略担当に変更

土木管理部	担当業務	変更点
建設課	道路管理、道路維持、公園管理、土木、住宅、地籍	⑪公園整備室を公園管理担当に変更
上下水道課【新設・統合】	水道運営、水道整備、下水道運営、下水道施設（整備）、下水道施設（管理）	水道課と下水道課を統合し、上下水道課を新設

教育委員会	担当業務	変更点
教育政策課	政策調整、教育総務、文化財、学校保育施設	⑫学務管理課より学校保育施設業務を移管
学務管理課	学務保育	
（江戸崎学校給食ｾﾝﾀｰ）		変更なし
（東学校給食ｾﾝﾀｰ）		変更なし

市の地域活性化に向けた地域活性化起業人制度の活用について

1　概要

市では、この度、総務省の地域活性化起業人制度を活用して、民間企業の社員を一定期間受け入れ、民間企業で培った専門知識・人脈・ノウハウを活用した市の地域活性化に取り組む予定です。

2　業務内容

①ふるさと納税寄付額増進（返礼品・ポータルサイト充実など全般）
②稲敷市の魅力発掘と市外への発信・地場産品の販路拡大
③人材育成体制づくり（若手・中堅職員向け勉強会など）
④その他地域課題の解決　など

3　派遣元企業・派遣予定人数

㈱サントリーホールディングス・１名

4　派遣予定時期

令和７年４月から２年間を予定（１年更新）

5　派遣時の市役職と配属先

市長公室に企画監（次長級）として配属予定

6　費用等

派遣先企業と調整中（特別交付税措置 年 560 万円/人）

7　今後のスケジュール

令和７年３月頃　　派遣予定者と自治体の顔合わせ
令和７年４月１日　　着任・協定書締結

（参考）地域活性化起業人制度とは

地域活性化起業人は、三大都市圏に所在する民間企業等の社員が社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取り組みに対し総務省が必要な支援を行う制度です。